

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付要綱

令和5年3月3日
白馬村告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車の排出ガスによる地球温暖化防止に効果的な電気自動車等の普及促進を図ることにより、白馬村ゼロカーボンビジョンの推進及び類まれな山岳自然環境を守り未来に継承するため、電気自動車等を購入又は賃貸借契約により使用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則(昭和43年白馬村規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)電気自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車で、法第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けたものをいう。
- (2)燃料電池自動車 法第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した燃料電池によって発電した電気によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車で、自動車検査証の交付を受けたものをいう。
- (3)電気自動車等 前2号に規定する自動車をいう。
- (4)新規登録 法第9条の規定による登録を初めてするものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、電気自動車等を購入又は賃貸借契約により使用する者で、次に該当する個人とする。

- (1)当該電気自動車等の新規登録の日(当該電気自動車等を賃貸借契約により使用する者にあつては、賃貸借契約書に記載された使用開始日。)において、村内に継続して1年以上住所を有していること。
- (2)村税等を滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、当該電気自動車等の購入の場合にあつては、車両本体価格(消費税及び地方消費税を除いた額)の10パーセント以内、賃貸借契約による使用の場合にあつては、賃貸借契約書に記載された賃貸借期間内における賃貸借料(消費税及び地方消費税を除いた額)の7パーセント以内とし、30万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 補助金の交付は、電気自動車等の導入台数にかかわらず1世帯につき1回限りとする。
(交付申請等)

第5条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条及び第12条の規定による前項の申請書兼実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 車両本体価格が記載された書類（賃貸借契約により使用する場合にあっては、当該契約書）の写し

(3) 購入領収書又は購入費用の割賦支払を証明する書類の写し（賃貸借契約により使用する場合は除く。）

(4) 当該電気自動車等が駐車した状態の写真

(5) 前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付申請期限）

第6条 補助金の交付申請期限は、自動車検査証の新規登録の月の翌月1日から起算して90日以内又は当該年度の属する日の3月31日のいずれか早い日までとする。

（確定通知等）

第7条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付決定通知兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の交付決定通知兼確定通知書を受けた者は、白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付請求書（様式第3号）により補助金を請求するものとする。

（取得財産の処分の制限）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年から起算して4年以内に、補助対象電気自動車等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する（賃貸借契約により使用する場合にあっては、当該賃貸借契約の解除する）ときは、村長の承認を得なければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

白馬村長 宛

（申請者）住 所 : _____

氏 名 : _____

連絡先 : _____
(電話)

年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 車両本体価格が記載された書類（賃貸借契約により使用する場合には、当該契約書）の写し
- (3) 購入領収書又は購入費用の割賦支払を証明する書類の写し（賃貸借契約により使用する場合は除く。）
- (4) 当該電気自動車等が駐車した状態の写真
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金（交付・不交付）決定通知兼確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

白馬村長 印

年 月 日付で提出のあった 年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書について、下記のとおり（決定及び確定・不交付決定）したので通知します。

記

1 交付決定・確定額 _____ 円

（交付の条件）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付要綱第9条に規定する期間の間は、補助対象電気自動車等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。（賃貸借契約により使用する場合にあっては、当該賃貸借契約の解除しないこと）

（不交付のとき）

・不交付の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付請求書

年 月 日

白馬村長 宛

(申請者) 住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

連絡先 : _____
(電話)

年 月 日付け 第 号で確定のあった 年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額 _____ 円

2 請求額 _____ 円

3 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所
口座の種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義 (請求者本人)		